

東京福祉大学

平成 25 年度 再評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、東京福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 22(2010)年度の認証評価において、基準 2「教育研究組織」及び基準 7「管理運営」を満たしていないと判定した。

基準 2「教育研究組織」は、教養教育の責任体制が十分とはいえないこと、大学の最高意思決定機関として設置され、運営されている「教育研究評議会」が学則上に規定されていないこと、また、キャンパスが離れているため、学則で定められた学部教授会構成員が参加できる状況になっていないことなど、適切な教学組織運営が行われているといえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

次に、基準 7「管理運営」は、長期間にわたり、理事の欠員が補充されていないこと、規定の改廃など、重要な案件が理事会に諮られていないこと、また、大学創設以来、自己点検・評価が実施されていなかったことなど、適切な管理運営が行われているといえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

しかしながら、これらの基準については改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 25(2013)年度に基準 2 及び基準 7 について、平成 22(2010)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

東京福祉大学

- 社会的理解が得られるような適切な管理運営体制を構築し、学内外への公表と教職員への周知徹底が望まれる。
- 外部評価委員会の設置、公益通報制度の徹底など管理運営体制の透明性の確保に向けた実効性ある対策に期待したい。

